

第2号様式

法令適用事前確認手続 回答書

令和4年7月20日

静岡日野自動車株式会社
富士営業所営業課 二見 僚亮 殿

国土交通省自動車局貨物課長

令和4年7月5日付文書をもって照会のあった件については、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業については、貨物自動車運送事業の許可等が必要となり、当該事業に該当するかどうかは、個別の運送形態を踏まえて、実質的に判断することとなる。

照会のあった事実に関しては、実質的に運送の対価を収受していると判断されるため、照会法令（貨物自動車運送事業法第3条）の適用対象となる。

2 当該事実が照会法令の適用対象となることに関する見解及び根拠

貨物自動車運送事業とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業をいい、当該行為については、貨物自動車運送事業法に基づく許可等が必要となる。

照会のあった事実に関しては、「元請である B 社の需要に応じ、運送先ごとに定めた固定額に貨物重量（キログラムあたりで定めた固定額）及び付帯作業費（人件費等実費相当分）を徴収して、有償で、自社所有車両を用いて貨物の運送を計画している」ことから、「他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する」ことに該当し、貨物自

動車運送事業法に基づく許可等が必要であると判断される。

なお、貨物自動車運送事業法第2条第2項に基づく行為であって、当該運送行為が自己の生業と密接不可分であり、その業務に付帯して行われる場合は、当該運送行為が主要業務の過程に包摂しているものと認められる場合は、貨物自動車運送事業法上の許可等を要しない（道路運送法の一部改正並びに「これに伴う政令及び省令の全面改正又は一部改正に係る行政取扱について」（昭和31年8月16日自参第8号））。